

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月1日

【会社名】 株式会社UBIC

【英訳名】 UBIC, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463-6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 奥村 明博

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 (03)5463-6344 (代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 奥村 明博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円  
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 130,512,000円

(注) 1. 本募集は、平成23年6月24日開催の当社第8期定時株主総会の決議及び平成24年6月1日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭の払い込みを要しないことから0円とします。また、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	1,600個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年6月17日から平成24年6月20日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社U B I C 総務部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成24年6月21日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店

(注) 1. 上記新株予約権証券（以下、本新株予約権という）は、平成23年6月24日開催の当社第8期定時株主総会決議及び平成24年6月1日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。

## 2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。

## 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、当社監査役、当社従業員、当社子会社の取締役、当社子会社の従業員、当社の協力者に対して割り当てられます。

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	2名	200個
当社監査役	2名	200個
当社従業員	5名	320個
当社子会社の取締役	1名	100個
当社子会社の従業員	6名	440個
当社の協力者	6名	340個
合計	22名	1,600個

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社の普通株式の単元株式数は、10株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	16,000株 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は10株とします。 ただし、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 なお、(注)2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金130,512,000円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成24年6月1日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株当たりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成27年6月22日から平成30年6月21日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社U B I C 総務部 (またはその時々における当該業務担当部署) 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店 (またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは承継店)

新株予約権の行使の条件	1.新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員または当社の社外協力者のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。 2.新株予約権の相続はこれを認めません。 3.各新株予約権の一部行使はできないものとします。 4.その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができます。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とします。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の種類及び数に準じて決定します。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2. (3)に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の欄記載の行使期間満了日までとします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄記載の資本組入額に準じて決定します。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>新株予約権の取得の事由及び条件</p> <p>上記「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の事由及び条件に準じて決定します。</p>
--------------------------	---

## (注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

## 2. 行使価額の調整

割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとします。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

## 3. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、記名押印または署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとします。

- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

## 4. 新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、所定の新株予約権行使請求書が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の新株予約権の行使請求の受付場所に到達し、かつ各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額が上記3.(2)に定める口座入金された日に発生します。

## 5. 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数の端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）（注）2	差引手取概算額（円）
130,512,000	500,000	130,012,000

（注）1．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。

### （2）【手取金の使途】

今回の募集は、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、株式価値の向上を目指した経営を推進する目的で新株予約権を付与するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生しません。

また、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、各新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、新株予約権の行使による払込みの手取金は、当社の運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、当該行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年6月1日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「資本金残高」について、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使により、次のとおり資本金が増加しております。

平成23年6月24日現在の資本金	増加額	平成24年6月1日現在の資本金
496,843千円	106,150千円	602,993千円

### 2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期事業年度)及び四半期報告書(第9期第3四半期会計期間)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年6月1日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成24年6月1日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第8期事業年度)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年6月1日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

#### 平成23年6月27日提出の臨時報告書

#### 1 提出理由

当社は、平成23年6月24日の定時株主総会(以下「本総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

##### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額19,731,120円

ロ 効力発生日

平成23年6月27日

##### 第2号議案 取締役1名選任の件

長谷部泰幸氏を取締役に選任する。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

柴田豊彦氏を監査役に選任する。

##### 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件



(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	45,599	99	0	(注) 1	可決 99.78
第2号議案 取締役1名選任の件 長谷部 泰幸	45,563	135	0	(注) 1	可決 99.70
第3号議案 監査役1名選任の件 柴田 豊彦	45,480	218	0	(注) 1	可決 99.52
第4号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する 件	44,899	799	0	(注) 2	可決 98.25

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

## 平成24年5月16日提出の臨時報告書

### 1 提出理由

当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の移動について、平成24年6月22日開催予定の第9期定時株主総会において、「会計監査人選任の件」を付議することを決意いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### (1) 異動に係る監査公認会計士等

選任する監査公認会計士等の名称

新日本有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 異動の年月日

平成24年6月22日(第9期定時株主総会開催予定日)

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士となった年月日

平成23年6月24日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成24年6月22日開催予定の第9期定時株主総会終結をもって任期満了となることに伴う異動であります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

#### 平成24年5月24日提出の臨時報告書

##### 1 提出理由

当社に特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 UBIC Taiwan, Inc.  
住所 台北市内湖(ネイファー)区  
代表者の氏名 代表取締役社長 池上 成朝  
資本金 5,000万円  
事業の内容 リーガルテクノロジー関連事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前

異動後 5,000万円

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前

異動後 100%

(3) 当該異動の理由及び年月日

異動理由

平成23年10月14日付で資本金の払込みを実施し、平成23年10月27日に子会社を設立いたしました。

これにより、設立した子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することになったためであります。

異動年月日

平成23年10月27日

## 平成24年5月24日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社に特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 UBIC Korea, Inc.  
住所 ソウル特別市衿川区  
代表者の氏名 代表取締役社長 白井 喜勝  
資本金 7億ウォン(約5,000万円)  
事業の内容 リーガルテクノロジー関連事業

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数(出資金額)

異動前

異動後 7億ウォン(約5,000万円)

当該特定子会社の総株主等の議決権(出資総額)に対する割合

異動前

異動後 100%

## (3) 当該異動の理由及び年月日

異動理由

平成23年12月1日に子会社を設立し、平成23年12月15日付で資本金の払込みを実施いたしました。これにより、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することになったためであります。

異動年月日

平成23年12月15日

## 平成24年5月24日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 池上 成朝

## (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前 13,604個 10.34%

異動後 13,604個 9.83%

(注) 異動前の議決権総数に対する割合は、平成23年12月31日現在の総議決権数から

議決権を有しない株式数28株を控除した131,540個を基準に算出しております。

また、異動後の議決権総数に対する割合は、平成24年2月28日現在の総議決権数

から議決権を有しない株式数28株を控除した145,598個を基準に算出しております。

## (3) 異動年月日

平成24年2月28日

## (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 549,643,750円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 2,912,022株

## 平成24年5月29日提出の臨時報告書

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの 株式会社フォーカスシステムズ

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前 30,559個 10.49%

異動後 30,559個 9.57%

(注) 総株主の議決権の数に対する割合は、平成24年5月16日現在の発行済株式総数2,912,022株から議決権を有しない株式数56株を控除した、総株主の議決権の数291,196個に、大量保有報告書(変更報告書)に基づき算出されるオリンパス株式会社の議決権を加え、算出したものです。

(3) 異動年月日

平成24年5月18日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 602,993,750円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 3,193,136株

## 4 最近の業績の概要

第9期連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の業績の概要

平成24年5月15日に公表した第9期連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は完了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表  
(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	675,305	2,411,232
売掛金	946,332	1,016,532
商品	0	188
貯蔵品	676	4,449
繰延税金資産	38,053	83,940
その他	38,573	165,896
貸倒引当金	13,264	7,835
流動資産合計	1,685,676	3,674,404
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,949	108,465
減価償却累計額	20,666	26,018
建物(純額)	27,282	82,447
工具、器具及び備品	160,161	429,992
減価償却累計額	2	2
工具、器具及び備品(純額)	158,159	427,974
有形固定資産合計	85,341	336,311
無形固定資産		
ソフトウェア	137,085	473,749
その他	117,098	11,897
無形固定資産合計	254,184	485,647
投資その他の資産		
投資有価証券	1	1
差入保証金	223,214	273,614
繰延税金資産	52,281	89,038
破産更生債権等	16,102	-
その他	4,982	4,982
貸倒引当金	10	24,510
投資その他の資産	4,982	4,982
投資その他の資産	291,608	387,163
固定資産合計	631,134	1,209,122
資産合計	2,316,811	4,883,526

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
買掛金		73,080		59,377
短期借入金		-		62,500
1年内返済予定の長期借入金	1	141,700	1	143,750
未払金		147,034		380,412
未払法人税等		347,144		839,555
賞与引当金		15,336		72,611
その他		82,420		188,670
流動負債合計		<u>806,715</u>		<u>1,746,877</u>
<b>固定負債</b>				
転換社債型新株予約権付社債		211,200		106,700
長期借入金	1	110,000	1	316,250
繰延税金負債		-		15,926
退職給付引当金		7,221		9,776
資産除去債務		3,057		17,141
その他		5,470		15,534
固定負債合計		<u>336,949</u>		<u>481,329</u>
負債合計		<u>1,143,665</u>		<u>2,228,206</u>
<b>純資産の部</b>				
<b>株主資本</b>				
資本金		496,843		549,643
資本剰余金		284,303		337,103
利益剰余金		284,319		1,569,661
自己株式		26		26
株主資本合計		<u>1,065,440</u>		<u>2,456,382</u>
<b>その他の包括利益累計額</b>				
その他有価証券評価差額金		112,756		145,553
為替換算調整勘定		13,252		8,257
その他の包括利益累計額合計		<u>99,504</u>		<u>137,296</u>
新株予約権		1,133		49,622
少数株主持分		7,067		12,018
純資産合計		<u>1,173,145</u>		<u>2,655,319</u>
負債純資産合計		<u>2,316,811</u>		<u>4,883,526</u>

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
連結損益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
売上高		2,704,831		5,132,849
売上原価		962,898		1,621,766
売上総利益		1,741,933		3,511,082
販売費及び一般管理費	1	678,304	1, 2	1,234,801
営業利益		1,063,628		2,276,281
営業外収益				
受取利息		321		299
受取配当金		-		4,500
為替差益		-		10,293
受取補償金		-		2,112
その他		218		2,065
営業外収益合計		539		19,271
営業外費用				
支払利息		10,877		7,971
為替差損		39,942		-
その他		835		1,337
営業外費用合計		51,655		9,309
経常利益		1,012,513		2,286,243
特別損失				
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		1,106		-
特別損失合計		1,106		-
税金等調整前当期純利益		1,011,406		2,286,243
法人税、住民税及び事業税		339,492		1,009,983
法人税等調整額		57,141		31,764
法人税等合計		282,350		978,219
少数株主損益調整前当期純利益		729,055		1,308,024
少数株主利益又は少数株主損失( )		932		2,951
当期純利益		729,988		1,305,073

## 連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	729,055	1,308,024
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	112,756	32,796
為替換算調整勘定	1,792	4,994
その他の包括利益合計	110,964	37,791
包括利益	840,020	1,345,815
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	840,953	1,342,864
少数株主に係る包括利益	932	2,951



## (3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	452,443	496,843
当期変動額		
新株の発行	44,400	52,800
当期変動額合計	44,400	52,800
当期末残高	496,843	549,643
資本剰余金		
当期首残高	239,903	284,303
当期変動額		
新株の発行	44,400	52,800
当期変動額合計	44,400	52,800
当期末残高	284,303	337,103
利益剰余金		
当期首残高	445,669	284,319
当期変動額		
剰余金の配当	-	19,731
当期純利益	729,988	1,305,073
当期変動額合計	729,988	1,285,341
当期末残高	284,319	1,569,661
自己株式		
当期首残高	16	26
当期変動額		
自己株式の取得	9	-
当期変動額合計	9	-
当期末残高	26	26
株主資本合計		
当期首残高	246,661	1,065,440
当期変動額		
新株の発行	88,800	105,600
剰余金の配当	-	19,731
当期純利益	729,988	1,305,073
自己株式の取得	9	-
当期変動額合計	818,778	1,390,941
当期末残高	1,065,440	2,456,382

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	-	112,756
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	112,756	32,796
当期変動額合計	112,756	32,796
当期末残高	112,756	145,553
為替換算調整勘定		
当期首残高	11,459	13,252
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,792	4,994
当期変動額合計	1,792	4,994
当期末残高	13,252	8,257
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,459	99,504
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	110,964	37,791
当期変動額合計	110,964	37,791
当期末残高	99,504	137,296
新株予約権		
当期首残高	-	1,133
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,133	48,489
当期変動額合計	1,133	48,489
当期末残高	1,133	49,622
少数株主持分		
当期首残高	-	7,067
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,067	4,951
当期変動額合計	7,067	4,951
当期末残高	7,067	12,018
純資産合計		
当期首残高	235,201	1,173,145
当期変動額		
新株の発行	88,800	105,600
剰余金の配当	-	19,731
当期純利益	729,988	1,305,073
自己株式の取得	9	-
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	119,165	91,231
当期変動額合計	937,943	1,482,173
当期末残高	1,173,145	2,655,319

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,011,406	2,286,243
減価償却費	52,850	155,310
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,106	-
退職給付引当金の増減額 ( は減少)	1,337	2,546
賞与引当金の増減額 ( は減少)	5,203	56,530
貸倒引当金の増減額 ( は減少)	12,284	5,294
受取利息及び受取配当金	319	4,799
支払利息	10,877	7,971
為替差損益 ( は益)	21,242	7,394
売上債権の増減額 ( は増加)	843,204	61,374
たな卸資産の増減額 ( は増加)	133	3,909
仕入債務の増減額 ( は減少)	54,060	13,660
未収消費税等の増減額 ( は増加)	3,340	-
未払消費税等の増減額 ( は減少)	43,229	33,062
未払金の増減額 ( は減少)	64,759	132,663
その他	15,094	43,228
小計	453,135	2,621,124
利息及び配当金の受取額	319	4,799
利息の支払額	8,489	6,871
法人税等の支払額	603	544,560
法人税等の還付額	14,801	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	459,164	2,074,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	19,495	242,607
無形固定資産の取得による支出	208,213	277,617
差入保証金の差入による支出	8,777	36,387
投資活動によるキャッシュ・フロー	236,487	556,612
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 ( は減少)	30,000	62,500
長期借入れによる収入	-	350,000
長期借入金の返済による支出	159,260	141,700
株式の発行による収入	12,743	-
新株予約権付社債の発行による収入	284,833	-
自己株式の取得による支出	9	-
配当金の支払額	-	19,731
少数株主からの払込みによる収入	8,000	2,000
その他	-	34,411
財務活動によるキャッシュ・フロー	116,307	218,657
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,922	1,443
現金及び現金同等物の増減額 ( は減少)	330,061	1,735,092
現金及び現金同等物の期首残高	345,149	675,211
現金及び現金同等物の期末残高	1 675,211	1 2,410,304

## (5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## (6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 UBIC North America, Inc. Payment Card Forensics(株)</p> <p>(2) 非連結子会社 該当事項はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 5社 連結子会社の名称 UBIC North America, Inc. Payment Card Forensics(株) (株)UBICリスクコンサルティング UBIC Korea, Inc. UBIC Taiwan, Inc. (株)UBICリスクコンサルティング、UBIC Taiwan, Inc. 及びUBIC Korea, Inc. は当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2. 連結子会社の決算日に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
3. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>ロ デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>ハ たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産 商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。 貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。</p>	<p>イ 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>ロ デリバティブ 同左</p> <p>ハ たな卸資産 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産(リース資産除く) 定率法によっております。また、在外子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5～15年 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>ロ 無形固定資産(リース資産除く) 定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>ハ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>イ 有形固定資産(リース資産除く) 同左</p> <p>ロ 無形固定資産(リース資産除く) 同左</p> <p>ハ リース資産 同左</p>
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用処理をしております。</p>	<p>イ 株式交付費 同左</p>
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額に基づく当連結会計年度費用負担額を計上しております。</p> <p>ハ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額(簡便法)に基づき計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p> <p>ハ 退職給付引当金 同左</p>
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>イ ヘッジ会計の方法 金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため特例処理によっております。</p>	<p>イ ヘッジ会計の方法 同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・借入金の利息</p> <p>ハ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で実需に基づくものを対象に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため決算日における有効性の評価を省略しております。</p> <p>イ 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>ロ ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ハ ヘッジ方針 同左</p> <p>ニ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>イ 同左</p>
(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>イ 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>イ 消費税等の会計処理 同左</p>

## (7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更

## 会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益に与える影響は軽微ですが、税金等調整前当期純利益は1,459千円減少しております。</p>	<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。</p> <p>また、平成23年10月1日付及び平成24年4月1日で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。</p> <p>なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。</p>

## 表示方法の変更

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<p>(連結損益計算書関係)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p>	

## 追加情報

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。	当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(8) 連結財務諸表に関する注記事項  
(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<p>1 担保に供している資産</p> <p>投資有価証券 223,200千円 上記について、1年内返済予定の長期借入金120,000千円、長期借入金110,000千円の担保に供しております。</p> <p>2 減価償却累計額には、減損損失累計額2,309千円が含まれております。</p> <p>3 当社は、金融機関との間に運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額 50,000千円 借入実行残高 - 千円 差引額 50,000千円</p>	<p>1 担保に供している資産</p> <p>投資有価証券 273,600千円 上記について、1年内返済予定の長期借入金118,750千円、長期借入金141,250千円の担保に供しております。</p> <p>2 減価償却累計額には、減損損失累計額2,309千円が含まれております。</p> <p>3 当社は、金融機関との間に運転資金の調達、設備投資及び開発費のため、当座貸越契約及びシンジケートローン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。</p> <p>当座貸越極度額及び シンジケートロー ン契約総額 750,000千円 借入実行残高 350,000千円 差引額 400,000千円</p>



## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 70,234千円 給料及び手当 222,906千円 貸倒引当金繰入額 12,284千円 賞与引当金繰入額 7,645千円 支払手数料 154,367千円 減価償却費 5,776千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬 135,029千円 給料及び手当 265,418千円 貸倒引当金繰入額 698千円 賞与引当金繰入額 44,859千円 支払手数料 316,770千円 業務委託料 67,573千円 減価償却費 8,989千円
2	2 一般管理費に含まれる研究開発費 12,288千円

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	581,000	76,718		657,718
合計	581,000	76,718		657,718
自己株式				
普通株式	7	7		14
合計	7	7		14

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により発行済株式の総数が51,118株増加しております。

2. ストックオプションの権利行使により発行済株式の総数が25,600株増加しております。

3. 普通株式の自己株式の株式数の増加7株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権						1,133
合計							1,133

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,731	30.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)												
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>675,305千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金</td> <td>93千円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>675,211千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金	675,305千円	別段預金	93千円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>675,211千円</u>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>2,411,232千円</td> </tr> <tr> <td>別段預金</td> <td>928千円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>2,410,304千円</u></td> </tr> </table>	現金及び預金	2,411,232千円	別段預金	928千円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>2,410,304千円</u>
現金及び預金	675,305千円												
別段預金	93千円												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>675,211千円</u>												
現金及び預金	2,411,232千円												
別段預金	928千円												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>2,410,304千円</u>												
<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>新株予約権付社債に付された新株予約権の行使</p> <table> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本金増加額</td> <td>38,000千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本準備金増加額</td> <td>38,000千円</td> </tr> <tr> <td><u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u></td> <td><u>76,000千円</u></td> </tr> </table>	新株予約権の行使による 資本金増加額	38,000千円	新株予約権の行使による 資本準備金増加額	38,000千円	<u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u>	<u>76,000千円</u>	<p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>新株予約権付社債に付された新株予約権の行使</p> <table> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本金増加額</td> <td>52,800千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本準備金増加額</td> <td>52,800千円</td> </tr> <tr> <td><u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u></td> <td><u>105,600千円</u></td> </tr> </table>	新株予約権の行使による 資本金増加額	52,800千円	新株予約権の行使による 資本準備金増加額	52,800千円	<u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u>	<u>105,600千円</u>
新株予約権の行使による 資本金増加額	38,000千円												
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	38,000千円												
<u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u>	<u>76,000千円</u>												
新株予約権の行使による 資本金増加額	52,800千円												
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	52,800千円												
<u>新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額</u>	<u>105,600千円</u>												

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	442.81円	890.70円

項目	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益金額	309.39円	491.34円
(算定上の基礎)		
連結損益計算書上の当期純利益(千円)	729,988	1,305,073
普通株式に係る当期純利益(千円)	729,988	1,305,073
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	2,359,464	2,656,165
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	231.63円	402.34円
(算定上の基礎)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳(千円)		
支払利息(税額相当額控除後)	1,304	652
当期純利益調整額(千円)	1,304	652
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)		
転換社債型新株予約権付社債	753,327	536,950
新株予約権	44,438	52,240
普通株式増加数(株)	797,765	589,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(注) 当社は、平成23年10月1日及び平成24年4月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告9号平成22年6月30日平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期 第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について (電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月30日

株式会社U B I C  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 潮 来 克 士

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅 岡 伸 生

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月12日に転換社債型新株予約権付社債を発行し、同日付で払込みを受けている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社U B I Cの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社U B I Cが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社U B I C  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 潮 来 克 士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社U B I Cの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社U B I Cが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

株式会社U B I C  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 潮 来 克 士指定社員  
業務執行社員 公認会計士 浅 岡 伸 生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I Cの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月12日に転換社債型新株予約権付社債を発行し、同日付で払込みを受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 6月24日

株式会社U B I C  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 潮 来 克 士

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I Cの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2月10日

株式会社U B I C  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 山 毅 章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。